1 次の文章を読み，設問に答えなさい。

※なお，各資料は読みやすくなるように一部表現を変えています。

江戸時代，幕府・諸藩の総人口の９割近くは農民でした。その後，明治時代に入ってから工業化が進み，工場で働く労働者など農業以外を主な仕事とする人びとが増えていきました。しかし日本が連合国から出された（　**1**　）を受け入れて太平洋戦争が終わった1945年の時点でも，働いている人びとの５割近くは農民でした。江戸時代の農民と比べ，近代日本の農民の多くはその暮らしを向上させることができたのでしょうか。

日本政府が1873年（明治６年）に実施した（　**2**　）は，江戸時代以来の農民による税の支払い方法を大きく変えるものでした。それまで収穫した米の４割前後を米で納めていた農民は，所有する土地の価格に３％をかけた額を現金で納めることになりました。３％というと少なく感じますが，これは政府がそれまでの収入を安定的に確保するために行ったものであったため，農民の負担が減ることはなく，とても重い負担でした。そして農産物の価格が下がり現金収入が減少した年でも税額が変わらないため，納税する余裕のない農民が，土地を売って手放す，あるいは余裕のある農民などから借金する，といったことが増えました。借金をした農民は，期限までに借金を返済できないことも多く，その場合には自分の土地を，貸し手に取られてしまいました。このようにして土地を失った農民は，小作農（小作人）という，地主から土地（小作地）を借りて耕作し，小作地からの収穫の約５～６割にあたる農産物を地主に小作料として支払う，より立場の弱い農民に転落してしまいました。

①小作農が増加する一方で，所有地を増やした地主はさらに豊かな大地主となっていきました。両者の格差が拡大する中で小作農は，明治時代後期から，「小作争議」という，地主に対して小作料の軽減や凶作時の免除など，自分たちの状況の改善を要求する運動を組織的に展開するようになりました。

1914年にヨーロッパでおき日本に好景気をまねいた（　**3**　）が1918年に終わり，1920年から農産物価格が下落すると，②大正デモクラシーの風潮もあって小作争議の発生件数は増え，各地で本格的に展開されるようになりました。1920年

から1926年にかけて増加していった小作争議では，小作農は自分たちだけでなく周囲の人びとの協力を得て大規模な運動を展開することが多く，③小作農側が勝利することも多くありました。

その後，小作争議の件数は一時的に減りましたが，1929年にアメリカではじまった不景気が世界各国に広まり，日本でも景気が悪化したことで再び小作争議が増加しました。しかしこの時期の小作争議では，多くが地主側の勝利に終わりました。④小作農が社会主義運動と結びつくことをそれまで以上に警戒していた政府が弾圧を強化したことや，弾圧の中で小作農側の農民組合が分裂，弱体化，解散したことがその主な原因です。

このように1930年代には小作争議が急増しましたが，政府の側でも農林省の官僚などは日中戦争後に，小作農の状況の改善へ向けた経済政策を展開していきました。しかしそれらの政策では，⑤広大な土地を所有する地主と，生活するのに十分な土地を持たない小作農という，問題の根元にある社会構造を解消することはできませんでした。

この構造を解消したのは，太平洋戦争の後に日本を占領した機関である（　**4**　）が主導した農地改革でした。この改革で（　**4**　）の指令を受けた日本政府は，地主から土地をとても安い価格で強制的に買い上げて小作農に売りわたしました。その結果，農民のほとんどは，十分な土地を獲得し，所有地を耕作するだけで生活が成り立つ自作農になりました。結局，戦前の日本政府は地主によって政治的・経済的に支えられていたこともあり，地主の土地を取り上げ小作農に分配するまでの改革はできず，外国人からなる（　**4**　）が日本の貧しい農民を経済的に救ったのでした。

問１　本文中の（　**1**　）～（　**4**　）にあてはまる語を答えなさい。

問２　下線部①について，明治時代に入り借金を返せずに自らの土地を手放して小作農になる農民が増加した理由を，本文を参考にして説明しなさい。

問３　下線部②について，この時期には小作農の小作争議の他にも社会的に弱い立場におかれた人びとが自主的に団結し，自分たちのおかれた状況の改善をめざす運動が活発に展開されていました。それに関連して，次の［資料１］と［資料２］に出てくる人びとが，どのようなことをめざして運動していたか，資料ごとにそれぞれ具体的に説明しなさい。

［資料１］

平塚らいてう（右はし）と
仲間の運動家
（日本文教出版『小学社会６年上』）

［資料２］

全国水平社の大会での
山田孝野次郎とその演説を
聴く人びと
（光村図書『社会６』）

問４　下線部③について，次の［資料３］は，1926年から北海道の富良野の小作農たちが，小樽に住んでいた地主の磯野進に対して行い，1927年に勝利した小作争議に関連したものです。本文を参考に，資料から読み取れる，富良野の小作農が勝利した原因を答えなさい。

［資料３］

1927年３月12日

磯野進さんへ

小樽の労働者会議より

決議

今回，あなたが所有している富良野の農場で耕作をする小作人が，富良野から遠くはなれた小樽までやってきて，あなたに小作料の軽減・免除をお願いした件ですが，昨年の凶作を考えれば，そのお願いは不当なものとは思えません。すぐに小作人のお願いを受け入れて，この争議を解決することをおすすめします。

もしあなたが解決に向けた誠意をしめさないのであれば，私たちは，あなたが取引している商品の陸上げを拒否してストライキを行い，それと同時に北海道の他の労働者団体や農民組合といっしょになって，あなたが取りあつかう商品を買わない不買運動をはじめます。

私たち小樽の労働者会議のメンバーは以上を決議しました。

倉田稔「不在地主―磯野小作争議　上」1998年

問５　下線部④について，政府が小作農側への弾圧を強化するときに適用した，政治や社会のしくみを変えようとする動きを取りしまる法律で，男性普通選挙が認められたのと同時期に制定されたものを何というか答えなさい。

問６　下線部⑤について，なぜ戦前の日本政府は，非常に豊かな地主と貧しい小作農という社会的格差を解消することができなかったのか，本文から読みとれることを答えなさい。